

## (2)厚生年金基金制度の枠外に位置づけ、適格退職年金へ移行

概要：代行部分を返上した後、適格退職年金へ移行する。その際、企業の選択により、運営主体を、事業主から独立した「適格退職年金基金（仮称）」とする、または、現行の適格退職年金と同様、事業主とする。

### <代行部分返上のイメージ>

